

平成27年度 生活支援ハウス星の郷 事業計画

○ 運営方針

高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活が送れるよう支援し、よって高齢者の福祉増進を図る。また、近年増加しつつある高齢者に対する虐待について、事業実施主体である富士宮市と十分協議検討し、迅速な対応を心掛け入所の際には特段の配慮を行いながら、今後の自立へ向けての援助を行う。

○ 実施主体

事業の実施主体:富士宮市(富士宮市福祉事務所)

サービス提供者:社会福祉法人 富士宮福祉会 生活支援ハウス星の郷

○ 利用者決定

利用対象者から居住部門について事業の利用申請があった場合は必要性を検討したうえで、利用の可否を決定する。利用の可否の決定機関は、富士宮市入所判定委員会とする。

○ 利用対象者

原則として60歳以上の人暮らしの者、夫婦のみ世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある者とする。

○ 事業内容

- ① 高齢者のため住居において生活する事に不安のある者に対し、必要に応じ住居を提供する。
- ② 居住部門利用者に対する各種相談、助言を行うとともに、緊急時の対応を行う。
- ③ 居住部門の利用者が虚弱化等に伴い、通所介護、訪問介護等介護サービス及び保険福祉サービスを必要とする場合、必要に応じ利用手続きの援助等を行う。
- ④ 利用者と地域住民との交流を図るため、各種事業との交流の場の提供を行う。
- ⑤ 利用者の状態に合わせた居住スペースと生活支援(生活訓練等)が提供できるよう環境整備や支援方法を検討する。

○ 利用者負担基準

厚生労働省老人保健福祉局長の運営事業実施要項の別表による基準額とする。

全14段階の区分があり、対象収入が年収120万円以下の利用者負担額は0円で、年収240万円以上の利用者負担額5万円が上限となる。

また、居室利用に伴う光熱水費は実費とする(1,000円／月)。